

平成27年度 市民税・県民税のご案内

【問合わせ】税務課 ☎84-0620

平成27年1月1日現在、半田市に住民登録のある方に平成27年度市民税・県民税納税通知書を郵送します。市民税・県民税（1期）は6月30日が納付期限です。期限内の納付をお願いします。なお、平成27年度市民税・県民税の主な改正点は次のとおりです。

住宅借入金等特別控除の延長・拡充

消費税率の引き上げに伴い、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の居住年の適用期間が平成29年12月31日までに延長されました。また、この期間の内、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住を開始した方については、控除限度額が拡充されることとなりました。

住宅ローン控除の特例とは…

住宅ローンを利用してマイホームの新築、増改築をした方がその取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を所得税額から控除（住宅借入金等特別控除）し、控除しきれなかった額または下表の控除限度額のいずれか小さい額を市民税・県民税から控除できる制度です。

※拡充後の控除額の適用を受けられるのは、消費税率8%でマイホームを取得等された方となります。

	改正前	改正後	
居住年	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日～3月31日	平成26年4月1日～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）（※）

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率（市民税・県民税3%、所得税7%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。

平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（市民税・県民税5%、所得税15%）が適用されます。

平成25年分から平成49年分までの所得税には、復興特別所得税が加算されます。

市民税・県民税Q&A

Q 市民税・県民税の税率は市区町村によって違いますか。

A 個人の市民税・県民税は、地方税法を根拠として、どの市区町村（都道府県）も各々で条例を定め、計算をしていますので、多くの市区町村（都道府県）は同じ税率となっています。

Q 現在収入が無いのに納税通知書が届くのは、どうしてですか。

A 市民税・県民税は、前年（1月から12月）の所得に対して課税される仕組みとなっているためです。

Q 今年4月に半田市に引っ越してきたのですが、市民税・県民税はどのようになりますか。

A 市民税・県民税はその年の1月1日現在に住んでいる市区町村で課税され、その年度の税を納めることとなります。4月に半田市に引っ越しをされた場合は、今年度は以前住んでいた市区町村に納め、来年度から半田市に納めていただくこととなります。

税率区分		平成22年度～平成26年度	平成27年度以後
譲渡所得に係る税率	金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10%（市民税・県民税3%、所得税7%）	20%（市民税・県民税5%、所得税15%）
	上記以外	20%（市民税・県民税5%、所得税15%）	
配当所得に係る税率		10%（市民税・県民税3%、所得税7%）	